

個人番号カード顔写真証明書
(長期入院・施設入所)

(宛先) 狭山市長

病院長
介護施設長

令和 年 月 日

(個人番号カード交付申請者 本人情報)

氏名			
住所	狭山市		
生年月日	大・昭 平・令	年 月 日	性別 男・女
電話番号	()		

顔写真貼付欄

枠内に収まるサイズで
お願いします。

※最大サイズ
縦 5cm 横 4cm

私(病院長・施設長)は、
上記個人番号カード交付申請者が、貼付した写真の者と同一人物であることを証明します。

病院・施設名

病院・施設の住所

電話番号

病院長・施設長の氏名

印

<個人番号カード顔写真証明書の記入・作成方法>

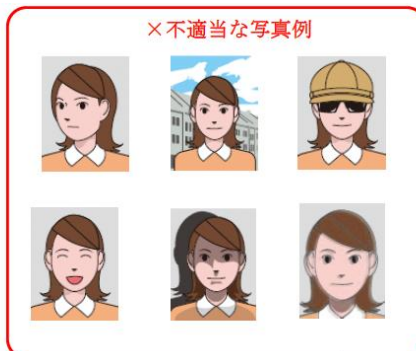
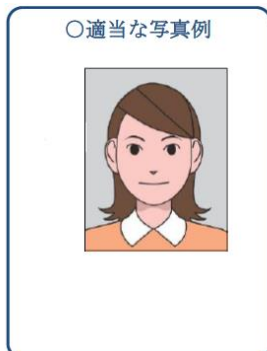
ご本人が「長期入院している病院」または「入所している介護施設」の「病院長または施設長」が、
以下すべての内容を記入・作成してください。

※病院・施設担当者が記入・作成する場合、当該書類を必ず施設の長が確認し、
「病院長または施設長」の印(原則、個人印不可)を押印いただくようお願いします。

- ・申請者本人の顔写真の貼付 ※写真貼り付け場所の中に収まるサイズでお願いします
- ・申請者本人情報
- ・病院・施設に関する情報

■写真規格

- ・最新6ヶ月以内に撮影されたもの
- ・正面、無帽、無背景で撮影されたもの
- ・申請者本人のみの平常時の顔であるもの
- ・小さすぎず、頭の輪郭が全て収まっているもの
- ・顔や背景に影のないもの
- ・鮮明に撮影されたもの
- ・傷や汚れのないもの
- ・サングラスなどで顔が隠れていないもの



個人番号カード顔写真証明書（長期入院・施設入所）について

申請者ご本人が、長期入院または介護施設等に入所しており、マイナンバーカードの受取にお越しになれないとき（代理受取時）、本証明書を、病院長又は施設長が作成し、代理人（任意代理人）が交付時に持参してください。

また、本証明書は申請者ご本人が交付にお越しになれない「やむを得ない理由」を疎明する資料としても兼用できます。

※個人番号カード顔写真証明書の用途は、マイナンバーカードの受け取り時に限ります

※申請者ご本人が、顔写真付本人確認書類（旅券、身体障害者手帳、運転免許証など）をお持ちの場合は、本書は疎明資料として利用いただけます